

生徒指導規程

2020年度（令和2年度）福山市立桜丘小学校

第1章 目的

第1条 児童一人一人の心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすとともに、将来、社会において自己実現を図ることができるようにするために指導・援助するという児童の社会的自立を育成する生徒指導をめざす。

校 訓 「共に伸びる」

学校教育目標 「やさしく たくましく やりぬく」

めざす子ども像 自ら学ぶ子 なかよしの子 やりぬく子

生徒指導重点目標

自ら学ぶ子 自ら課題を見付け、考え、判断して解決していく子、よりよいものを求めていく子の育成

なかよしの子 自分を大切にし、互いを認め合う子、みんなのために主体的に行動する子の育成

やりぬく子 自分の行動に責任をもち、粘り強くやりぬく子、学んだことを生活に生かす子の育成

生徒指導方針

- 1 基本的な生活習慣や行動様式及び規範意識を身に付けさせる。
- 2 実践を通して、「なかよしの子」を育てる。
- 3 生徒指導に対する全職員の理解を深め、その取り組みへの共通理解を図る。
- 4 教育相談体制の充実を図り、日頃の行動観察、実態把握、教職員間の情報の共有化につとめる。さらに、生徒指導に係る諸研修を行い、いじめ、問題行動及び長期欠席、不登校などの未然防止、早期発見、適切な対応に役立てる。
- 5 生徒指導3機能(自己決定・共感的人間関係・自己存在感)を取り入れ、児童が互いに認め合い、高め合いながら、共に伸びる学年・学級集団づくりを推進する。
- 6 自主的、実践的な活動を活発にする体験活動の場を工夫する。

第2章 学校生活に関すること

【登下校】

第1条 登下校について、次の通り定める。

- (1) 安全に登下校するために、交通ルールを守る。
- (2) 8時20分までに、通学路を歩いて登校班で並んで登校する。
(欠席・遅刻・早退・体調不良等は、原則として連絡帳で担任に連絡すること)
- (3) 登下校の途中で忘れ物に気づいても取りに帰らない。
- (4) 登校してからは、許可無く校外へ出ない。
- (5) 下校は、通学路を歩いて寄り道をしないで帰る。
- (6) 下校時刻は、次の通りとする。
 - ①4校時終了・・・14時10分
 - ②5校時終了・・・15時10分
 - ③6校時終了・・・16時00分
 - ④木曜日日程・・・14時30分
- (7) 下校は、できるだけ複数で帰る。
- (8) 下校したあと、学校に忘れ物や用事で来た時は、職員室の先生に言ってから入る。
用事が終わったら、職員室の先生に声をかけて帰る。

【授業】

第2条 授業について、次の通り定める。

- (1) 始業のチャイムまでに教室に入り、席に着き学習の準備をして待つ。
- (2) 授業開始後は、許可無く席を離れたり、教室から出たりしない。
- (3) 体育館や特別教室に勝手に入らない。
- (4) 教室移動する時は、並んで静かに移動する。

【休憩時間】

第3条 休憩時間について、次の通り定める。

- (1) 廊下は、静かに歩く。(右側通行)
- (2) トイレは、休憩時間にすませる。
- (3) 時計を見たりチャイムや放送を聞いたりして、時刻を考えて行動する。
- (4) 天気の良い日は外で遊び、雨の日は室内で静かに過ごす。(雨の日はトランプ・オセロ・将棋で遊んでもよい。)
- (5) 使った道具は、もとのところにきちんと整頓して返す。
- (6) ボールなどが屋根にかかったら、先生に言って取ってもらう。
- (7) たたかい・教室内での鬼ごっこなど危険な遊びはしない。
- (8) 渡り廊下・中庭・昇降口・給食室周り・体育館とその周りでは遊ばない。

【持ち物】

第4条 持ち物について、次の通り定める。

- (1) かばんは、原則としてランドセルにする。
- (2) ランドセルには防犯笛または防犯ブザーを付けておく。(ランドセルにはその他には何もつけない)
- (3) 持ち物、身につけている物には名前を書く。
- (4) 学習に使わない物は、持って来ない。(キーホルダー、ストラップ、おもちゃになるような学用品など)
- (5) 携帯電話は、持って来ない。(広島県内の小中の統一指導事項)
- (6) 筆箱の中は、鉛筆5本(HB, B, 2B)・赤鉛筆, 青鉛筆それぞれ1本ずつ(ボールペンでも可)・よく消える消しゴム・ものさしとする。
*飾りがついている鉛筆, ロケット鉛筆, シャープペンシル, おもちゃのような消しゴム, カラーペン, 蛍光ペンなどを持ってこない。
- (7) 原則として、現金を学校に持って来ない。ただし、次の場合を除く。
 - ①集金(学年費, 給食費, PTA会費, など)
 - ②学校で注文する物品の支払いのためのお金
 - ③購買で学用品を買うためのお金

【服装】

第5条 服装について、次の通り定める。

- (1) 制服について、次の通り定める。
 - ①学校指定のもの(規定服)を着用し、清潔にする。
 - <夏服> 白の半袖カッターシャツまたはポロシャツ, ブラウス, 紺の規定服の半ズボン, つりスカート
 - <冬服> 紺の規定服の上着・白の半袖カッターシャツまたはポロシャツ, ブラウス, 紺の半ズボン, つりスカート
 - <靴> 白を基調にした靴(ライン・ワンポイントは可, スパイク, トレーニングシューズは不可)
 - <靴下> 白・黒・紺を基調にしたハイソックス, くるぶしソックスやくるぶしの少し上などの短いソックスは不可。(行事は白に統一する)
 - <帽子> (夏帽子)白の規定帽 (冬帽子)紺の規定帽
 - <名札> 規定の名札を胸ポケットにつける。
 - <シューズ> 白: 名前を2か所(かかと・つまさき)にはっきりと書く。

夏服, 夏帽子は6月～9月, 冬服, 冬帽子は11月～4月とする。ただし, 5月と10月は移行期間とし, 気候に合わせて規定服, 規定帽を選んで良いこととする。

- (2) 冬季の寒さ対策として、次の通り定める。

体調及び気温にあわせ防寒着, 長ズボン(黒・紺・グレー。多少のラインなどは許容範囲とする。), ベスト(黒・紺・グレー)を着用してもよいが, 体育の授業では, 着替える。学校内では, ベストやセーターのままで行動しない。手袋, マフラーなどは, 着用してもよいが, 教室内でははずす。

(感染症予防のための追記事項)

暖房中の換気を頻繁に行うことに伴い室温が低下するため、必要に応じて教室内の防寒着の着用を認める。

【頭髪】

第6条 頭髪について、次の通り定める。

- (1) 前髪は、目にかからないようにする。
- (2) 後ろ髪は、肩を目安とし、長い場合はくくる。髪どめは、ゴムひも・ピンとする。いずれも、黒・紺・茶色で、飾りのない物にする。
- (3) 染髪・脱色・パーマなどは行わない。

【器物損壊】

第7条 器物損壊について、次の通り定める。

- (1) 壊したり無くしたりした物は、先生に報告する。(場合によっては、弁償してもらう。)

第3章 校外生活に関すること

【校外での遊び】

第1条 校外での遊びについて、次の通り定める。

- (1) 家に帰る時刻を守る。
 - ① 4～9月・・・午後6時
 - ② 10～3月・・・午後5時
- (2) 学校に遊びに来る時は、食べ物や飲み物、ゲームを持って来ない。
- (3) 出かける時は、行き先や帰る時刻、遊ぶ友だちを家の人に必ず言って出る。
- (4) 学区外へは、子どもだけでは行かない。家の人からの許可があり、目的(習い事、通院、おつかい、夏休み中の丸の内プールなど)がはっきりしている場合はよい。
- (5) 危ない遊び(エアガン、火遊び、道路上でのローラースケート・スケートボード・一輪車、川や海などへ子どもだけで行くなど)や人に迷惑をかけることはしない。
- (6) ゲームセンターやゲームコーナーに行かない。

【お金の使い方】

第2条 お金の使い方について、次の通り定める。

- (1) 用事がないのに、店に行かない。
- (2) お金を使う時は、家族と相談する。
- (3) 友だち同士でのおごり合いやお金・物の貸し借りはしない。

【自転車】

第3条 自転車について、次の通り定める。

- (1) 自転車は、交通ルールとマナーを守って乗る。
- (2) 自転車で学校に来た時は、体育館前駐輪場に並べて置く。
自転車を運動場へは乗り入れない。
- (3) 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用する。

- (4) 二人乗りなど道路交通法に違反することは行わない。

第4章 生徒指導に関すること

第1条 基本的な対応については、次の通り定める。

- (1) 事実確認
- (2) 個別指導（複数での指導を行い、確認したことはメモに残す。）
- (3) 保護者へ事実経過と指導方針の連絡
- (4) 第3者（学校・児童保護者）での指導と改善の約束
- (5) 事後経過の確認

*必要に応じて関係機関との連携

第2条 特別な指導について、次の通り定める。

- (1) 児童の問題行動に対し、学校が教育上必要と認めた場合、特別な指導を行う。
- (2) 特別な指導とは、自身の行為について反省し、今後の展望、目標を持つために行い、本校児童の健全な成長、自律的な生活の仕方をできるようにすることをねらう。
- (3) 特別な指導を受ける問題行動は、次のようなものである。これ以外のものであっても、本人、保護者が希望する場合は、特別な指導を受けることができる。

①法律に反する行為

- ・万引き、窃盗行為
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用
- ・いじめ、暴力行為
- ・器物損壊 など

②学校のきまりが守れず、同じ違反行為を常習的に繰り返す場合

- (4) 特別な指導の内容は、次の通りである。

①本人への問題行動の事実確認

②本人への説諭

③別室反省指導

別室指導については、相談室で行うこととし、原則として生徒指導主事が対応にあたる。但し、生徒指導主事が対応にあたれない場合は、教頭、教務主任が対応にあたる。（できるだけ複数で対応）

④本人、保護者との面談 など

- (5) 特別な指導終了後、学校生活への努力目標を約束させた上で教室での学習を再開させる。また、事後1週間程度経過観察を行う。

【盗難・紛失】

第3条

- (1) 加害者が特定できた場合は、前述と同様の基本的な対応を行う。
- (2) 加害者が特定できない場合は、次のように対応する。
 - ①被害児童の心情を考え、できるだけ体制を組んで捜す。
 - ②捜すときには、捜す時間帯に配慮する。（授業中は捜さない。）
 - ③家庭に連絡し、謝罪をし、弁償できないことを理解してもらう。
 - ④学活・道徳の時間を使って、学級指導を行う。（被害者の気持ち、再発防止）
 - ⑤必要に応じて学年集会などで指導する。

【窃盗・万引き】

第4条

- (1) 外部（店、警察など）からの連絡で分かった場合は、再発防止に向けて上記の対応を行う。
- (2) 児童や保護者からの情報があった場合は、次のように対応する。
 - ①事実確認は、慎重に（5W1Hで）行う。
 - ②情報者と対象児童とは、接触させない。情報者の不利益にならないようにする。
 - ③事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と話し合う。

【器物損壊】

第5条

- (1) 児童のけが等安全確認を行う。
- (2) 弁償については保護者に理解してもらう。

【けんか・暴力】

第6条

- (1) 児童のけがなどの安全確認を行う。
- (2) 家庭に連絡をとる。けんかの程度により、電話・家庭訪問などを考える。
- (3) 指導後の人間関係などに注意を払い、経過を観察する。家庭と連携する。

【家出・行方不明】

第7条

- (1) 管理職→生徒指導主事を中心に学校体制で対処する。
- (2) 一定時間捜しても見つからない場合は、（保護者が）警察に届け出る。
- (3) 安全確保を最優先にし、保護に全力をあげる。
- (4) 児童の安全が確認された後、再発防止のため、指導の見直しと前述と同様の指導を行う。

【いじめ】

第8条

- (1) 生命をうばいかねない、人権に関わる重大な問題である。したがって、職員は100%被害児童の側に立って指導する。
- (2) 事実確認を徹底して行う。
- (3) 被害児童に対して
 - ①必ず家庭訪問をする。
 - ②学校は、信頼を得られるように全力で被害児童を守る態度を示す。
 - ③「被害児童にもいじめられている要素がある」という考えでは、指導を行わない。
 - ④児童・生徒の思いを受け止める。
 - ⑤被害児童が安心してすごせる環境をつくる。

- ⑥まわりの児童との関係に注意を払い、人間関係づくりを慎重に行う。
- ⑦くつ隠し、悪質な手紙など加害児童が特定できない場合は、教職員が被害児童や保護者の気持ちを代弁し、完全に被害児童の立場に立つことで安心感を与える。
- ⑧継続的な教育相談などフォロー体制を確実に組む。

(4) 加害児童に

- ①第1条と同様の対応をする。
- ②加害の意識が薄く、軽く考える傾向がある。「いじめられた側にも問題がある」など理屈を言う保護者もみられるが、被害児童の立場に立った毅然とした対応を行う。
- ③「加害児童もされたことがある」などの過去問題を引き合いに出し、保護者が責任転嫁を図ろうとするケースがある。自分自身がされたときを振り返り、相手のことを考えられる人間として成長していくことの大切さを語り、指導のねらいを伝える。
- ④事後経過をしっかりと見守るなど、継続的な指導を行う。

【服装・頭髪等の乱れ】

第9条

- (1) 集団生活を営む上でのルールの大切さ、守る義務を指導する。
- (2) その場で直せる場合は、即直させる。
- (3) 染髪・脱色・パーマについては、厳しく指導するとともに家庭連絡する。

【授業妨害】

第10条

- (1) 上記の指導を行う。
- (2) 他の児童の学習権を奪う行為で許されないことだと理解させ、集団生活のルールとマナーをしっかりと指導する。
- (3) 毅然とした態度で接し、指導に従わない場合は、別室で個別指導をし、保護者との連携を図る。

【不要物の持ち込み】

第11条

- (1) 携帯電話、スマートフォン等の機器、雑誌等の不要物を持ってきた場合は、放課後まで預かる。(場合によっては、家庭連絡し、保護者へ返却する。)

【暴力行為・喫煙行為】

第12条

- (1) すぐにその行為を止め、保護者に連絡して来校を求める。保護者同席で、指導する。
- (2) 保護者に連絡がつかない場合は、別室指導する。連絡がつき次第、来校を求める。

【装飾品】

第13条

- (1) ピアス、ネックレス等をつけている場合は、その場ではずさせ、家庭に連絡する。

【他校生とのトラブル】

第14条

- (1) 生徒指導主事に報告し、関係校と連携を取り指導を進める。

第5章 附則

第1条 本規程の施行は、次の通りとする。

・2020年（令和2年）11月30日 改正